

タスク・シフト/シェア 血糖持続測定器装着について

～いままでしてきたのに、ある日突然できなくなったら～

◎上村 真由美¹⁾、山森 直美¹⁾、高橋 和代¹⁾、喜田 恵¹⁾、坂下 真紀子¹⁾
特定医療法人社団 勝木会 やわたメディカルセンター¹⁾

【背景】当院では2010年より糖尿病疾病管理チームとして糖尿病診療に臨床検査技師も携わってきた。医師から血糖持続測定の院内導入要望があり、2018年1月に持続血糖測定器のセンサー装着方法の説明を受けた。検査技師同士で練習を行った後に、医師の指示のもと患者への導入時説明や、自身や家族ができない場合におけるのセンサー装着を開始した。同時に、測定結果のレポート作成や食事・運動など日常生活状況の聞き取り等も行っていった。

しかし、2021年5月28日付けで公布された「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、臨床検査技師が実施可能な生理学的検査として「持続皮下グルコース検査」が追加された。2021年10月1日の施行により、従来の検査技師免許では装着ができなくなり、厚生労働大臣が指定するタスク・シフト/シェアに関する講習会を受講する必要が生じた。

【改正前後での臨床現場における混乱】2018年より患者へのセンサー装着を技師で行っていたが、法改定施行に伴い、

法律に抵触する危惧が生じ、医師あるいは看護師に装着業務を引き継ぐ事態も想定し準備をはじめた。が、県開催時の実務委員として当院より1名が選ばれ、9月26日に講習会を受講。初回県内講習会は12月に予定されていたため、1名で2ヶ月を乗り切り、検査技師が装着できない期間が生じる事態は免れた。法改定後、2021年12月初回県内講習会から順次受講、現在在籍する検査技師16名全員（新人2名含む）が受講を修了した。

【まとめ】持続血糖測定器のセンサー装着を担当できる技師は徐々に増え、一時発生していた患者の待ち時間もなくなった。法律改正に伴い、我々検査技師が実施可能な検査が増えたことで、さらに意欲的に糖尿病診療に関わっている。今後も法律改正がおこなわれると推測されるが、臨床現場の混乱が生じないように、包括的な業務拡大につながるような改正になることを期待する。

連絡先：診療技術部 検査課 0761-47-1212